

保険料控除証明書について

所得税の保険料控除の対象となる保険にご加入のお客様へ、毎年9月下旬～12月に保険料控除証明書を発行しております。

● 保険料控除の対象となる保険について

- ・地震保険

以下<1><2>の条件を満たす「地震保険」の場合、地震保険料控除の対象となります。

<1> 保険の目的が「居住用の住宅」「生活用の動産（家財）」であること。

<2> 保険の目的の所有者が「保険契約者」または「保険契約者と生計を一にする配偶者か親族」であること。

- ・長期就業不能所得補償保険
- ・就業継続支援保険
- ・団体長期障害所得補償保険

保険契約者もしくは、保険契約者と生計を一にする配偶者その他の親族を被保険者とし、身体の障害に起因して保険金が支払われる損害保険契約の保険料は介護医療保険料控除の対象となります。

● 保険料控除証明書の発行方法

- ・地震保険にご加入の場合

1月から12月の間に保険料のお支払いをいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）ご契約者様に対し発行しております。

- ・長期就業不能所得補償保険にご加入の場合

1月から12月の間に保険料のお支払いをいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）ご契約者様に対し発行しております。ただし、払込方法が一時払の場合は、毎年の始期応当日に保険料を支払っているものとみなします。

- ・就業継続支援保険にご加入の場合

1月から12月の間に保険料のお支払いをいただいた（あるいはお支払いいただくご予定の）ご契約者様に対し発行しております。

- ・団体長期障害所得補償保険にご加入の場合

勤務先（ご契約者様）からのご依頼に基づき発行しております。

【 控除証明書に関するよくあるご質問 】

Q1. 控除証明書はいつ頃届きますか？

A1. 控除証明書の発行スケジュールは、保険種類やご契約の成立時期、払込方法、契約状況に応じて異なります。

保険種類	保険始期	発送時期
地震保険	—	2026 年 10 月中旬頃
長期就業不能所得補償保険	～2026 年 10 月保険始期契約	2026 年 9 月末頃
	2026 年 11 月保険始期契約	2026 年 10 月末頃
	2026 年 12 月保険始期契約	2026 年 11 月末頃
	2027 年 1 月保険始期契約で 今年 12 月に初回保険料のお支払い (口座振替払) がある契約 ※クレジットカード払契約の場合、初 回保険料のお支払いが 2027 年 1 月 以降となりますので、翌年の発行と なります。	2026 年 12 月中旬頃 ご契約成立後、保険証券 (または保険契約継続証) に同封し、発送いたします。
団体長期障害所得補償保険	—	勤務先（ご契約者様）から 指定された日付までに発送 いたします。
就業継続支援保険	～2026 年 10 月保険始期契約	2026 年 9 月末頃
	2026 年 11 月保険始期契約 ※2026 年 12 月保険始期契約は、初回 保険料のお支払いが 2027 年 1 月以 降となりますので、翌年の発行とな ります。	2026 年 10 月中旬頃 ご契約成立後、保険契約継 続証に同封し、発送いたし ます。

Q2. 控除証明書が届きません。

A2. 控除証明書の発行対象は以下のとおりです。契約内容をご確認ください。

<1> 地震保険料控除の対象となる地震保険契約

※火災保険の主契約分は、対象外です。

<2> 介護医療保険料控除の対象となる保険契約

- ・ 長期就業不能所得補償保険
- ・ 団体長期障害所得補償保険
- ・ 就業継続支援保険

Q3. 控除証明書が 2 通届いたのですが。

A3. 以下のケースに該当する場合、控除証明書が 2 通届くことがあります。

a) 1 月から 12 月の間に、継続更改された場合	満期までのご契約と、継続後のご契約に対して それぞれ控除証明書が発行されます。
b) 1 月から 12 月の間に、解約を行い、その後 あらためてご契約された場合	解約前のご契約と、解約後の新たなご契約に 対してそれぞれ控除証明書が発行されます。

Q4. どの金額を記載すればよいのですか？

A4. 地震保険料控除証明書

→記載されている年間払込予定保険料が、控除対象額です。

介護医療保険料控除証明書（長期就業不能所得補償保険、団体長期障害所得補償保険）

→記載されている年間払込予定保険料が、控除対象額です。

上記Q3. のケースにより同じ控除対象の控除証明書が 2 通届いた場合は、合算した金額が控除対象額です。

介護医療保険料控除証明書（就業継続支援保険）

→記載されている金額は、保険料 1 回分です。

年払契約の場合は、記載された保険料 1 回分が控除対象額です。

月払契約の場合は、記載された保険料 1 回分に今年度 12 月末までのお支払い回数に乗じた金額が控除対象額です。

上記Q3. のケースにより同じ控除対象の控除証明書が 2 通届いた場合は、合算した金額が控除対象額です。

Q5. 「控除証明書」を再発行してほしい。(※)

A5. 「控除証明書」再発行は、キャピタル損害保険のホームページで受け付けております。

下記リンク先の「控除証明書についてのお問い合わせ」を選択し、入力必須欄に必要事項をご入力ください。

↓入力ページリンク先

[お問い合わせ：キャピタル損害保険株式会社](#)

Q6. 地震保険料の「電子控除証明書」を発行してほしい。

A6. キャピタル損害保険のホームページで受け付けております。

（一度電子控除証明書をご請求いただいた方には、次年度以降同じメールアドレス宛てに電子控除証明書をお送りいたしますので、改めてご請求いただく必要はございません。）

下記リンク先の「控除証明書についてのお問い合わせ」を選択し、入力必須欄に必要事項（「電子控除証明書希望」の旨）をご入力ください。

↓入力ページリンク先

[お問い合わせ：キャピタル損害保険株式会社](#)

控除証明書に関するお問い合わせ窓口 [事務統括部 契約管理グループ]

※ 再発行については、上記「Q & A」のQ 5をご参照ください。

TEL

0 1 2 0 - 7 7 7 - 9 7 0

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

※土・日・祝日を除く